

参考資料－ 1

稲垣道子作成

1. 基本構想とは

(下線は、作成者による)

- ① 地方自治法の「議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して」事務の処理を行なうようにしなければならないとした規定が法改正によりなくなったが、世田谷区は、これまでどおり議決するとしている。
- ② 区政の基本的な指針(現在の世田谷区基本構想「基本構想の意義と役割」による)→裏面参照
- ③ 基本構想、基本計画の位置づけと想定期間(12.13 開催第1回世田谷区基本構想審議会「資料6」による)
 - ・基本構想(平成 25 年度に議会へ提案、20 年程度)
 - 区の特長や歴史的経緯を踏まえた、まちづくりと自治の発展をめざす、区政の基本理念
 - ・基本計画(平成 26 年度から平成 35 年度、10 年程度)
 - 向こう 10 年間の社会動向を踏まえ、政策課題の解決の方向性を体系化した指針

2. 世田谷区の基本構想・基本計画・実施計画(・都市整備方針)とその策定経緯

- ・基本構想(20 年)、基本計画(10 年)、実施計画(基本計画を受けて 3 年位の期間に実施する事業を示す計画)の3段階構成

区長	計画名称 (世田谷区を省略・現在の基本計画の実施計画のみ記載)	策定年月	目標・計画期間(年度)
佐野	総合計画(基本計画) (緑と太陽の文化都市をめざして)	S45.12	(S60)・15 年
区長公選 (S50. 4)			
大場	基本構想	S53.6	
〃	基本計画(福祉社会をめざすヒューマン都市世田谷)	S54.4	(S54～S63)・10 年
〃	新基本計画(21 世紀のヒューマン都市世田谷をめざして)	S62.3	(S72)・10 年
〃	基本構想	H6.9	
〃	基本計画(共に支え共に生きるヒューマン都市世田谷)	H7.3	(H7～H16)・10 年
〃	<u>都市整備方針</u>	H7.3	1995～2014・20 年
熊本	基本計画(いつまでも住み続けたい「魅力あふれる 安全・安心のまち世田谷」)	H17.3	(H17～H26)・10 年
〃	実施計画	H17.3	(H17～H19)
〃	<u>都市整備方針中間見直し</u>	H17.3	(H17～H26)・10 年
〃	実施計画	H20.3	(H20～H23)
保坂	実施計画	準備中	(H24～H25)

3. 他区の例 (過去 5 年以内に策定のもの・各区の HP から)

策定年月	区	想定期間	p 数	会長・委員長	備考・区民参加状況ほか
H24.1 答申	杉並区	10 年	20p	伊藤滋	「10 年後の杉並を考える区民意見交換会」開催。無作為抽出 1,000 人中、当日参加者は 77 人。
H22.6	文京区	10 年程度	37p	成沢廣修	無作為抽出 1,000 人中の応募区民から 10 人を抽選で選任し、基本構想策定協議会委員に。
H22.2	中野区	10 年後	18p	—	(H17 策定の構想を改定)
H21.12	練馬区	概ね 10 年後	15p	大杉覚	「練馬区の将来を考える区民懇談会」(選任と公募による 83 人が 4 つの分科会で H19.8～H20.3 まで 8 回検討)が報告書作成。懇談会委員 10 人が基本構想審議会委員に。
H21.3	江東区	概ね 20 年	11p	青山份	「江東未来会議」提言書(150 人の公募区民が半年間検討)を基本構想審議会に提出
H20.10	大田区	20 年	9p	青山份	基本構想審議会委員と区民の懇談会開催
H20.3	品川区	—	12p	青山份	
H19.12	新宿区	10 年間程度	8p	卯月盛夫	新宿区民会議(376 人の公募区民と 14 人、6 つの分科会で約 1 年間検討)が報告書提出。分科会代表が基本構想審議会委員に。
H19.3	荒川区	20 年後	10p	阿久戸光晴	区政改革懇談会(H17.7～)、策定後も毎年開催